

審査基準整理票

処分名	大津祭曳山展示館の多目的ホールの使用の許可		
根拠法令名	大津市大津祭曳山展示館条例 (平成27年条例第7号)	(条項) 第4条第1項	
基準法令名	大津市大津祭曳山展示館条例 (平成27年条例第7号) 大津市大津祭曳山展示館の管理運営に関する規則 (平成27年規則第93号) 大津市暴力団排除条例 (平成23年条例第141号)	(条項) 第4条第2項 第4条 第8条	
所管部署	産業観光部 観光振興課 観光施設グループ		
標準処理期間	7日	法定処理期間	一日
【審査基準】 ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載			
<p>大津祭曳山展示館の多目的ホールの使用の許可は、大津市大津祭曳山展示館条例（以下「条例」という。）第4条第2項に掲げる不許可事由及び大津市暴力団排除条例第8条に規定する当該使用が暴力団に利するときに該当しないことを基準とする。</p> <p>なお、条例第4条第2項第3号に規定するその他展示館の管理上支障があると認められるときは、大津市大津祭曳山展示館の管理運営に関する規則第4条各号に掲げる行為をするおそれがあると認められるときとする。</p>			
【根拠法令】 大津市大津祭曳山展示館条例 (ホールの使用の許可) 第4条 展示館の多目的ホール（以下「ホール」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ、第8条の規定に基づき展示館の管理を行う者（以下同条を除き、「指定管理者」という。）に申請し、その許可を受けなければならない。この場合において、指定管理者は、ホールの管理上必要があると認めるときは、使用の許可について、必要な条件を付すことができる。			

【基準法例】

大津市大津祭曳山展示館条例

(ホールの使用の許可)

第4条 略

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、ホールの使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) ホールの施設又は備品を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。
- (3) その他展示館の管理上支障があると認められるとき。

大津市大津祭曳山展示館の管理運営に関する規則

(入館者の遵守事項)

第4条 展示館の入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 展示館の施設若しくは設備又は資料等を汚損し、又は毀損しないこと。
- (2) 他の入館者に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外において飲食しないこと。
- (4) 展示館及びその敷地内において喫煙しないこと。
- (5) 火気を使用しないこと。
- (6) その他係員の指示に従うこと。

大津市暴力団排除条例

(市の公の施設の使用における措置)

第8条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設の使用の許可の申請があった場合又は当該公の施設の使用の許可をした後において、当該使用が暴力団を利すると認めるときは、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める他の条例の規定による場合のほか、当該使用を許可せず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める当該他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。